

2020年2月

各位

京都信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日より各種規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

また、このほかにも規定を改定することがございます。その際は別途お知らせいたします。

記

1. 各種規定等の改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定する各種規定等

[改定する各種規定等一覧](#)の通り

3. 電子化する規定について

各申込書の裏面等に印刷しておりました規定については、改定後に電子化して当金庫ホームページへ掲載いたします。電子化する規定は、「改定する各種規定等一覧」の電子化欄に「○」印を表示しております。

なお、改定日以降に旧規定が印刷された申込書等にてお申込をいただいた場合でも改定後の規定を適用いたします。

4. 主な改定内容

- ① 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱を明確化
- ② 定期預金について、満期日前解約の取扱を明確化
- ③ 各種規定変更時の周知方法を明確化
- ④ 各種規定文中の「当金庫所定の日」等の表現を変更
- ⑤ 定期積金規定について、申込書裏面の自動振替約定を規定に組み入れ
- ⑥ 貸金庫規定について、保証人に関する条項を削除

5. 各種規定等の改定部分新旧対照表

預金共通規定、期日指定定期預金規定、総合口座規定、定期積金規定、貸金庫規定の改定部分新旧対照表は以下の通りです。

他の各種規定等についても以下の内容と同様の改定を行います。

預金共通規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第6条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>第6条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第14条（規定の変更）</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

期日指定定期預金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第2条（利息）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および預金共通規定第11条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下（略）</p> <p>4.（略）</p>	<p>第2条（利息）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. <u>この預金を第4条により満期日前に解約する場合</u>および預金共通規定第11条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下（略）</p> <p>4.（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第4条（解約）</u></p> <p><u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第5条（規定の変更）</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

（注）他の定期預金関係規定等についても、上記の内容と同様の規定の改定を行います。

総合口座規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第4条（預金利息の支払い）</p> <p>1. 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日^{（注）}に、普通預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）</p> <p>2. （略）</p>	<p>第4条（預金利息の支払い）</p> <p>1. 普通預金の利息は、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、普通預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）</p> <p>2. （略）</p>
<p>第7条（貸越金利息等）</p> <p>1. ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日^{（注）}に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p>以下（略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p>	<p>第7条（貸越金利息等）</p> <p>1. ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p>以下（略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第11条（規定の変更）</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

（注）「当金庫所定の日」の改定については一例です。

定期積金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第1条（掛金の払込み）</p> <p>1. 定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。</p> <p>2. （新設）</p>	<p>第1条（掛金の払込み）</p> <p>1. 定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。</p> <p><u>2. この積金は、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から自動振替により掛金を払込むことができます。この場合は、あらかじめ当金庫所定の書面または申込手続により当金庫に届け出てください。</u></p>
<p>（新設）</p> <p>以下の条項繰り下げ</p>	<p><u>第2条（掛金の自動振替）</u></p> <p><u>1. 振替指定日に指定預金口座から掛金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</u></p> <p><u>2. 振替指定日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。</u></p> <p><u>3. 振替指定日に指定預金口座残高（引落条件を当座貸越限度額内へ変更した場合は、「当座貸越限度額内」以下同じ。）が掛込金額に満たない場合、振替指定日の後日に指定預金口座より引落としすることがあります。</u></p> <p><u>4. 同時に数件の支払を要し、指定預金口座残高がその総額に満たない場合、何れを引き落とすかは当金庫の任意とします。</u></p> <p><u>5. この預金の口座振替方法（指定預金口座・引落条件等）を変更する場合ならびに口座振替契約を停止する場合は、当金庫所定の手続により届け出てください。</u></p> <p><u>6. 当金庫が、必要と認めたときは本取扱</u></p>

	<p><u>いを任意に廃止することができるものとします。</u></p> <p><u>なお、本取扱いに関し、万一紛議が生じましても、当金庫は責任を負いません。</u></p>
(新設)	<p><u>第14条（規定の変更）</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

貸金庫規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<u>第16条（保証人）</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u>	（削除）

（注）2020年3月までに締結された貸金庫契約の保証人様につきましては、引続き保証人としての地位を引き継ぎます。

以上